

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)				
②名称	Prime Minister's Office / Industrial Property Office of the Slovak Republic				
③所在地	Švermova 43, 974 04 Banská Bystrica 4, Slovak Republic				
④連絡先	(電話) (421 48) 43 00 131 (FAX) (421 48) 41 32 563 (E-mail) infocentrum@indprop.gov.sk (internet) https://www.indprop.gov.sk/				
⑤組織の長	President : Mr. Matúš Medvec				
⑥沿革	(1) スロバキア共和国は、1993年1月1日、旧チェコスロバキアがスロバキア共和国とチェコ共和国に分かれて誕生した。 (2) スロバキア共和国における特許法は、2007年法律第517号であり、2007年1月1日に施行された。 (3) スロバキア共和国における実用新案法は2008年法律第495号であり、2009年2月1日に施行された。 (4) スロバキア共和国における意匠法は、2008年法律第495号であり、2009年2月1日に施行された。 (5) スロバキア共和国における商標法は、2009年法律第506号であり、2010年1月1日に施行された。				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、回路配置				
⑩加盟条約	WIPO 1993/1/1	ベルヌ 1993/1/1	ブリュッセル PLT 2005/4/28	フィルム登録 1993/1/1	マドリッド(原産地表示) 1993/1/1
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1993/1/1		レコード保護 1993/1/1	ローマ 1993/1/1
	シンガポール 2010/1/1	TLT 1997/7/9	ワシントン	WCT(著作権) 2002/3/6	WPPT(演奏及びレコード) 2002/5/20
	ブタペスト 1993/1/1	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン 1993/1/1
	マドリッド(標章) 1993/1/1	マドプロ 1997/9/13	PCT 1993/1/1	ロカルノ 1993/1/1	ニース 1993/1/1
	ストラスブール 1993/1/1	ウィーン	WTO 1995/1/1		

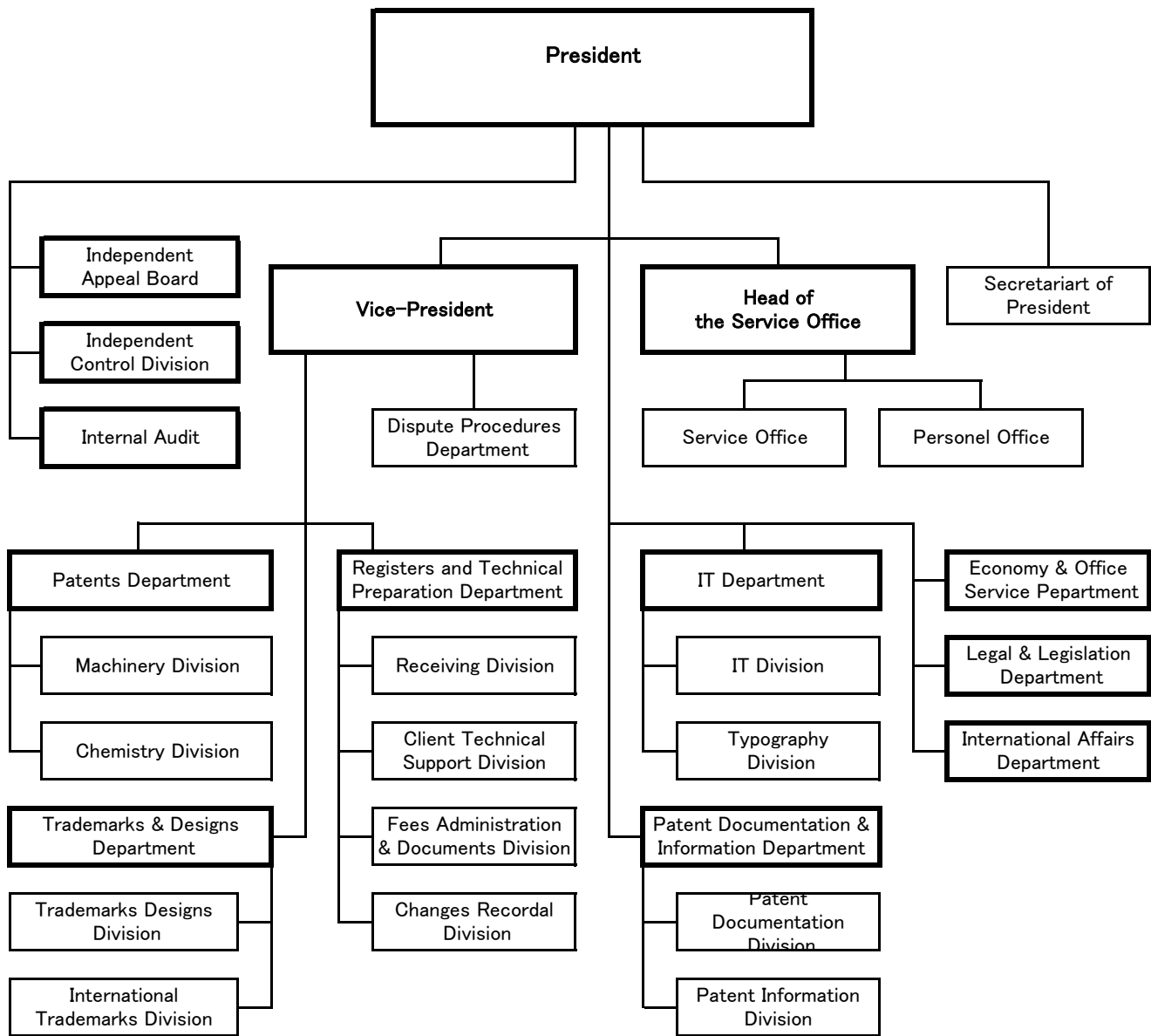
①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	234	221	159	203
		(内 外国出願)	28	15	13	19
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	5	5	9	6
	実用新案	全数	325	390	297	288
		(内 外国出願)	44	48	44	52
	意匠	全数	109	145	113	102
		(内 外国出願)	19	26	10	25
		(内 日本から)				
	商標	全数	4,074	4,036	4,301	3,338
		(内 外国出願)	1,757	1,607	1,678	1,315
		(内 日本から)	14	9	11	2
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	91	89	106	95
		(内 外国出願)	23	10	14	20
		(内 日本から)	1			
		(内 PCTルート)	10	6	2	4
	実用新案	全数	322	323	409	262
		(内 外国出願)	55	51	54	44
	意匠	全数	100	126	121	85
		(内 外国出願)	11	31	11	20
(内 日本から)						
商標	全数	3,960	3,591	3,709	3,289	
	(内 外国出願)	1,852	1,643	1,526	1,389	
	(内 日本から)	22	12	10	4	
出典: WIPO IP Statistics						

①国名

Slovak Republic (SK)
(スロバキア共和国)

⑫ 組 織

<組織図> 知的財産庁は内閣府(Prime Minister's Office)の下部組織である。



(出典): 2010 Annual Report (スロバキア特許庁 HP)

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2009年 6月 1日施行 (2009年法律第202号)
	③地理的効力の範囲	スロバキア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第10条(1)、第12条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スロバキアに非居住の出願人は、スロバキア在住の代理人を選任しなければならない。 (特許法第79条(1))
	⑦出願言語	公用語(スロバキア語) (特許法第79条(8))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (特許法第29条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第7条(1)、(2))
	⑩グレースピリオド	有。次の2つのケースが規定されている。期間は、何れも開示日から6月。 (1) 出願人又はその法律上の前権利者に対する関係での明白な濫用による発明の開示。 (2) 公の、又は公認の内外国における博覧会における展示による発明の開示。 (特許法第7条(4))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (特許法第5条(3)、第6条) (2) 審美的創作物 (3) 知的活動、遊戯若しくは事業を行うための計画、規則又は方法 (4) コンピュータプログラム (5) 情報の提示 (6) 植物又は動物品種、及び植物又は動物を生産するための基本的に生物学的な方法 (7) 人体若しくは動物体の外科的又は治療的方法及び診断方法、並びに人体又は動物体に施される病気予防方法 (8) 商業的実施が公の秩序又は道徳に反する発明
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第43条(1))
	⑬審査請求制度の有無	有。審査請求は、出願日から36月以内に行わなければならない。 (特許法第43条(2))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第41条)
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、何人も「意見書」を提出することができる。 (特許法第42条)
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、特許の無効を請求することができる。また、この特許無効の請求は、特許の失効後も行することができる。 (特許法第46条(1))
	⑱実施義務	有。特許は、特許出願日から4年、権利付与日から3年の何れか遅い方までに実施しなければならない。 (特許法第27条(1))

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)				
⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]				
	出願料	53.00	EUR		
	審査請求料	116.00	EUR(10クレームまで)		
		16.50	EUR(10超の各クレームにつき)		
	登録料	66.00	EUR(頁数が10頁まで)		
		6.50	EUR(頁数が10超の各頁につき)		
	⑳料金減免措置の有無	有。出願人が発明者である場合は、出願料が50%低減される。			
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。			

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)	
実用新案 制度	②最新実新案法の施行年月日	2009年1月1日統合施行(2008年法律第495号)
	③地理的効力の範囲	スロバキア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (実案法第10条(1)、第12条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スロバキアに非居住の出願人は、スロバキア在住の代理人を選任しなければならない。 (実案法第58条(2)、(3))
	⑦出願言語	公用語(スロバキア語) (実案法第58条(8))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から4年。各3年間の延長が2回まで可能。 (実案法第26条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (実案法第7条(1)~(3))
	⑩グレースピリオド	有。出願人又はその前権利者による開示日から6月。 (実案法第7条(4))
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 物品の単なる外観 (3) 精神活動のための計画、法則及び方法 (4) コンピュータ・ソフトウェア (5) 情報の単なる提示 (6) 植物又は動物の品種及び生物学的生産物質 (7) 生産方法又は業務活動 (8) 公共の利益、特に人間性及び道徳性の原則に反する技術的解決 (実案法第5条、第6条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (実案法第38条(4)、第42条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (実案法第38条(4)、第42条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願の対象について技術水準に関する調査が行われ、調査結果とともに公開される。 また、この公開は、出願人が出願日から3月以内に提出する請求に基き、最長15月まで猶予される。 (実案法第38条(4))
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も出願公開から3月以内に異議申立できる。 (実案法第40条)
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、実用新案の無効を請求することができる。また、この実用新案の無効の請求は、実用新案の失効後も行うことができる。(実案法第44条)
	⑱実施義務	有。実用新案は出願日から4年、又は権利付与日から3年の何れか遅い方までに、考案を実施しなければならない。 (実案法第24条(1))

① 国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)	
⑱ 費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	66.00 EUR
	[実用新案権維持に掛かる費用]	
	年金	
	第1回目の3年間の更新料	132.5 EUR
第2回目の3年間の更新料	265.5 EUR	
⑳ 料金減免措置の有無	有。出願人が発明者である場合は、出願料が50%低減される。	
㉑ PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2009年2月1日施行 (2008年法律第495号)
	③地理的効力の範囲	スロバキア国内のみ (意匠法第19条(1))
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作考案者及び、承継人(自然人、法人) (意匠法第31条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住の出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。 (意匠法第49条(2))
	⑦出願言語	公用語(スロバキア語) (意匠法第49条(5))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。各5年の期間を4回まで更新することができる。(最長25年) (意匠法第25条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第4条)
	⑩「グレースピリット」	有。次の2つのケースが規定されている。期間は、何れも開示日から12月。 (1) 意匠創作者又は承継人若しくは第三者による、意匠創作者又は承継人によって提供された情報又は行為の結果としての意匠の開示。 (2) 意匠創作者又は承継人に関する権利濫用の結果としての意匠の開示。 (意匠法第6条(3))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 製品の技術的機能からのみ定まることが明白な特徴 (2) 当該意匠が組み込まれ又は使用された製品が、別の製品に機械的に接続され又はその中に、その周りに若しくはそれに相対して設置され、その結果双方の製品がその機能を発揮できるようにするために正確な形状及び寸法で複製される必要がある特徴 (意匠法第8条) (3) 公の秩序又は認められる道徳原則に反する意匠 (意匠法第9条)
	⑫実体審査の有無	有。出願は、方式要件、新規性及び登録可能性が審査される。 (意匠法第34条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。 (意匠法第34条(1)、第35条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (意匠法第2条(a))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(スロバキアは、ロカルノ協定の加盟国)
	⑲出願公開制度の有無	無。 (意匠法第35条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。意匠の公開を優先権主張日から30月を超えない期間で繰延べることができる。 (意匠法第35条(2))
	㉑異議申立制度の有無	無。 (意匠法第34条(1)、第35条(1)、第36条(1))
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も、意匠の無効を請求することができる。また、この意匠無効の請求は、意匠の失効後に行うことができる。 (意匠法第36条)
	㉓登録表示義務	無

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)	
②費用 単位 EUR (ユーロ)		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 39.50 EUR(1意匠)
		13.00 EUR(1超の各意匠につき)
		[意匠権維持に掛かる費用]
		存続期間更新料(2回目、3回目、4回目、5回目)
		第2回目の5年間 99.50 EUR
		第3回目の5年間 199.00 EUR
第4回目の5年間 298.50 EUR		
第5回目の5年間 398.00 EUR		
②料金減免措置 の有無		有。出願人が創作者である場合は、出願料が50%低減される。

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2010年1月1日施行 (2009年法律第506号)
	③地理的効力の範囲	スロバキア国内のみ
	④他国制度との関連	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標 (商標法第1条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、三次元商標、結合商標 (商標法第1条)
	⑦出願人資格	自然人、法人
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第6条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (商標法第51条(2))
	⑪出願言語	スロバキア語 (商標法第51条(9))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第22条)
	⑬グレースピリト	無。
	⑭不登録対象	(1)識別性を有していない標識 (2)商品及びサービスの種類、品質、数量、用途、価格、地理的原産地若しくはその他の特徴、又は商品の製造時期若しくはサービスの提供時期を表示するために取引上使用される表示若しくは要素のみからなる標識 (3)日常の言語において又は確立した取引習慣において常用されるようになった標識又は表示のみから成る標識 (4)商品若しくはサービスの性質、品質又は地理的原産地について公衆を誤認させる虞がある標識 (5)公序良俗に反する標識 (6)その使用が国際条約に基づくスロバキア共和国の義務に反するものとなる標識 (7)高度な象徴的価値を有する標識、特に宗教的シンボルを含む標識 (8)ぶどう酒又は蒸留酒に原産地表示を伴って使用される標識で、当該原産地を有さないもの (9)誠実に行われていない出願の対象である標識 (商標法第5条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第7条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。出願は、方式要件の遵守、登録可能性、及び同一又は類似の商品若しくはサービスについて、先の登録又は出願されている同一の商標の有無が審査される。 (商標法第28条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	有。出願及び商標に関する確定データを含む登録簿を閲覧のために公開される。 (商標法第41条)

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)	
②異議申立制度の有無	有。何人も出願の公告日から3月の間、異議申立を行うことができる。(商標法第30条) また、出願の商標が登録簿に記入されるまでは、何人も出願の商標の商標としての条件の充足に関する「意見書」を提出することもできる。(商標法第29条)	
③無効審判制度の有無	有。何人も、商標の無効を特許庁に請求することができる。 (商標法第34条, 第35条)	
④不使用取消制度の有無	有。5年。取消手続開始前のすくなくとも5年間、継続して商標が真正に使用されていないときは、商標は不使用取消の対象となる。(商標法第34条)	
⑤商標分類	国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。(スロバキアは、ニース協定の加盟国) (商標法第24条)	
⑥図形要素の分類	無。	
⑦譲渡要件	無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第17条)	
⑧費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 165.50 EUR(3区分 まで)</p> <p> 16.50 EUR(3区分超の1区分あたり)</p> <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新出願料</p> <p> 132.50 EUR(3区分 まで)</p> <p> 16.50 EUR(3区分超の1区分あたり)</p>	
⑨料金減免措置の有無	無。	